平成２２年（フ）第１６４４号
埼玉県さいたま市桜区田島５丁目４番37号
桜草レジデンス102号
破産者　辻　　知惠
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８５号
さいたま市北区吉野町１丁目417番地２　クレスティータ17―206号室、旧住所さいたま市北区吉野町１丁目377番地１　ハーヴェストヒルズＣ―101
破産者　小峰　清美
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８６号
さいたま市北区吉野町１丁目417番地２　クレスティータ17―206号室、旧住所さいたま市北区吉野町１丁目377番地１　ハーヴェストヒルズＣ―101
破産者　小峰　幸子
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２７号
さいたま市見沼区大字蓮沼277番地１
破産者　田畑　　誠
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５２０号
横浜市神奈川区子安通３丁目367番地
破産者　熊谷　卓志
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７７号
神奈川県厚木市上依知1388番地２
破産者　小島　元治
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３３号
新潟県上越市東雲町２丁目10番23号　ハイツ御館105号、前住所新潟県上越市大潟区九戸浜211番地
破産者　芳賀　滿雄
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３４号
新潟県上越市東雲町２丁目10番23号　ハイツ御館105号、前住所新潟県上越市大潟区九戸浜211番地
破産者　芳賀まり子
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第２０号
富山県魚津市北鬼江978番地６　シーサイドヤマダ２－１、前住所富山県魚津市弥源寺566番地２
破産者　寺井　暢子
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第３６９号
石川県金沢市専光寺町タ24番地８
破産者　宅本　　憲
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第３号
滋賀県長浜市名越町473番地
破産者　宮崎　清秀
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
京都市山科区大宅関生町70番地　ローズハイツ２－Ｆ号室、開始決定時の住所京都市左京区浄土寺東田町86番地
破産者　藤本　利和
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
大阪府高槻市別所本町３番９号
破産者　田村久美子
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４７０号
奈良市富雄北２丁目９番70―101号、前住所奈良市西千代ヶ丘２丁目３番33号
破産者　上田　忠雄
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５５２号
大阪市平野区加美南５丁目５番３号
破産者　石橋建装こと　石橋　政之
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３７３号
大阪市城東区中央１丁目10番34号ストーク中央602
破産者　南　　好美
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７３５号
大阪市淀川区東三国２丁目11―17、住民票上の住所大阪市淀川区東三国２丁目11番18号
破産者　美香美容室こと　爲房　昌子
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１８４号
大阪市中央区東心斎橋１丁目３番23―1106号、住民票上の住所大阪市西区南堀江１丁目16番16―1101号
破産者　山井　隆文
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部